

令和7年産米の作付制限等の対象地域

令和7年産の 米の取扱い	対象地域	
作付制限 立入が制限されており、 作付・営農は不可	南相馬市	帰還困難区域
	富岡町	帰還困難区域（平成30年3月9日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
	大熊町	帰還困難区域（平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
	双葉町	帰還困難区域（平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
	浪江町	帰還困難区域（平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
	葛尾村	帰還困難区域（平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
	飯館村	帰還困難区域（平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
農地保全・試験栽培 営農が制限されており、 除染後農地の保全管理や市 町村の管理の下で試験栽培 を実施	双葉町	平成25年5月7日付け指示により設定された避難指示解除準備区域
	浪江町	帰還困難区域のうち、平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域 （室原地区、津島地区に限る）
	飯館村	帰還困難区域のうち、平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域 （環境省が行う「再生利用実証事業」の実施地区に限る）
作付再開準備 管理計画を策定し、作付 再開に向けた実証栽培を実 施	双葉町	帰還困難区域のうち、平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域
	浪江町	帰還困難区域のうち、平成29年12月22日に認定された特定復興再生拠点区域 （末森地区に限る）
全量生産出荷管理 管理計画を策定し、全て のほ場で吸収抑制対策等 を実施、もれなく検査（全 量管理・全袋検査）し、順 次出荷	飯館村	帰還困難区域のうち、平成30年4月20日に認定された特定復興再生拠点区域 （環境省が行う「再生利用実証事業」の実施地区は除く）
全戸生産出荷管理 農家単位で吸収抑制対策 を徹底した上で検査（全袋 検査）し、順次出荷	富岡町	帰還困難区域のうち、平成30年3月9日に認定された特定復興再生拠点区域
	大熊町	平成24年11月30日付け指示により設定された避難指示解除準備区域
		帰還困難区域のうち、平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域
	葛尾村	帰還困難区域のうち、平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域